# 令和7年度 豊中市指定障害福祉サービス 事業者等集団指導 【日中活動系】

豊中市 福祉部 福祉指導監査課 障害事業者係

- 1. 根拠法令等
- 2. 行政処分の事例紹介
- 3. 令和6年度報酬改定等
- 4. 運営指導における主な指導項目

# 1. 根拠法令等

# 根拠法令等(障害福祉サービスにかかる主なもの)

※根拠法令だけでなく、関係法令(労働基準法等)も遵守する必要があります。

種類	名称
法律	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年11月7日法律第123号)
政令	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年1月25日政令第10号)
省令	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年2月28日厚労省令第19号) ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、 設備及び運営に関する基準(平成18年9月29日厚労省令第171号) ※豊中市では条例設置「豊中市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」(平成24年12月21日条例第60号)
告示	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当 障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年9月29日厚労省告示第523号)
通知	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、 設備及び運営に関する基準について(平成18年12月6日障発第1206001号) ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当 障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年10 月31日障発第1031001号)

# 関係通知等(日中活動系にかかる主なもの)

## 名称

- ・食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針 (平成18年9月29日厚労省告示第545号)
- ・**障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて** (平成18年12月6日障発第1206002号)

# 2. 行政処分の事例紹介

# 大阪府外 日中活動系の行政処分事例(生活介護)

処分日	所在地 市町村	サービス 種別等	行政処分の理由
令和5年 7月29日 (指定取消)	神戸市	生活介護 共同生活 援助	不正請求 (障害者総合支援法第50条第1項第5号) ・令和4年1月から令和4年8月までサービス管理責任者の実務経験要件を 満たしていない従業者をサービス管理責任者として配置し、指定基準に定め る人員基準を満たしていない期間があるにもかかわらず、サービス管理責任 者欠如減算を行わず報酬請求を行っていたため。(約763万円、3,096件)

# 大阪府内 日中活動系の行政処分事例(生活介護)

処分日	所在地 市町村	サービス 種別等	行政処分の理由
令和6年 11月18日 (処分日)	茨木市	生活介護	人格尊重義務基準違反 (障害者総合支援法第50条第1項第3号) ・利用者に対するサービスの提供にあたり、職員により実施した入浴介助に おいて、熱傷を負わせた。
令和7年 3月31日 (指定取消)			不正請求 (障害者総合支援法第50条第1項第6号) ・平成31年4月から令和6年3月までの期間において、生活介護計画が作成 されていないにもかかわらず所定単位数をそれぞれの割合に減じることなく 介護給付費を不正に請求し、これを受領した。

# 大阪府内短期入所の行政処分事例

処分日	所在地 市町村	サービス 種別等	行政処分の理由
令和7年 1月1日 (一部効力停止 3か月)	大阪市	短期入所	<ul> <li>人格尊重義務違反</li> <li>(障害者総合支援法第50条第1項第3号)</li> <li>◆ 令和6年4月29日、短期入所事業所内において、生活支援員が利用者の両腕をつかみ押し倒して頭部を負傷させるという虐待が行われた。</li> </ul>

# 3. 令和6年度報酬改定等

# 利益供与等の禁止

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年9月29日厚労省令第171号)

- ▶ 事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの 事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該事業者を紹介することの 対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。
- ▶ 事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの 事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その 他の財産上の利益を収受してはならない。
- ○解釈通知(最終改正 令和7年3月31日付 こ支障第86号 障発0331第21号)
- ▶ 指定事業者が、当該サービスの利用希望者を紹介した者<u>(障害福祉サービス事業者以外の事業者)</u> に対し、その対償として、金品等の利益の供与を行うこと。
- ▶ 利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること

当該規定に違反するものと明確化

# 重度障害者支援加算(生活介護)

## ○概要

- ▶ 区分6以上行動関連項目10点以上の報酬区分を新設
- ▶ 強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者の加配要件を廃止し、生活支援員に占める割合での評価に変更

(報酬改定前) 基準及び人員配置体制加算の配置数に加えて配置される基礎研修修了者1人

(4時間程度以上)につき、利用者5人まで算定可

(報酬改定後) 生活支援員のうち基礎研修修了者の割合が20%以上

# ※重度障害者支援加算(Ⅱ)(Ⅲ)にかかる令和7年3月31日までの経過措置について

・経過措置により加算算定しており、経過措置期限後も引き続き加算を算定している場合は、 上記要件を満たしているか、**再度確認したうえで、確認できる資料等を事業所で保管**してください。

## 【経過措置の内容】

基礎研修修了者の配置については、以下の要件をいずれも満たすことで、算定できるものとする。

- (ア) 基準人員及び人員配置体制加算により配置すべき人員に加えて、基礎研修修了者を配置するとともに、実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、基礎研修修了者が、強度行動障害を有する者に対して日中に個別の支援を行うこと。
- (イ) (ア)の基礎研修修了者1人の配置について利用者5人まで算定できることとし、当該事業所において1日4時間程度は従事すること。

# 重度障害者支援加算 (短期入所)

## ○概要

- ▶ 区分4, 5の報酬区分を新設
- ▶ 強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者が作成した支援計画シート等により適切な支援を 行った場合の評価を新設

(基礎研修修了者の配置のみの加算部分は廃止)

#### イ 重度障害者支援加算(I)

- (一) 区分6かつ行動関連項目10点以上の者等を受け入れた場合 50単位/日
  - ※ 実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき、基礎研修修了者が支援を行った場合 +100単位/日
- (二) (一) を満たした上で、行動関連項目 18 点以上の者に対して、中核人材養成研修修了者作成の 支援計画シート等に基づき支援を行った場合 (一) に加え + 50 単位/日
- □ 重度障害者支援加算(Ⅱ)
  - (一)区分4以上かつ行動関連項目10点以上の者等を受け入れた場合 30単位/日
    - ※ <u>実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき、 基礎研修修了者が支援を行った場合</u> +70 単位/日
  - (二) (一) を満たした上で、行動関連項目 18 点以上の者に対して、中核人材養成研修修了者作成の 支援計画シート等に基づき支援を行った場合 (一) に加え + 50 単位/日

# ◎重度障害者支援加算の算定に必要な支援計画シート等について

支援計画シート等の作成について、作成にあたり必要な要件の確認をしてください。

※当該加算の算定には、支援計画シート等の作成以外にも、人員配置要件等も満たす必要がありますので、 加算の算定にあたっては必ず算定要件をご確認ください。

# 支援計画シート等とは下記の二つの様式

- ①支援計画シート
- ②支援手順書兼記録用紙

⇒次ページ以降に国の通知にある参考様式を掲載しています

支援計画シート(例) 氏名(高崎の			作成日:〇年〇月〇日
インテーク (情報の収集・整理)	アセスメント (評価)		プランニング (支援計画)
情報	理解・解釈・仮説	支援課題	対応・方針
(見たこと、聴いたこと、資料など から)	(わかったこと、推測したこ と)	(支援の必要なこ と)	(やろうと思うこと)
・26 歲男性 自閉症 重度知的	生物的なこと (疾患や障害、気質など)		・昼食に満腹感を与える低カロリー
障害	・中学生から強度行動障害		メニュー
・身長 172 センチ 体重 105 キロ	の状態が続いている重度の	① ダイエットと	・日中活動に毎日散歩の時間を組
・高等部卒業後8年間で45キロ	知的障害のある自閉症	生活習慣病	み入れる(時間や歩行距離は計画
体重增加	<ul><li>生活習慣病の対策が必要</li></ul>	予防	的に増やす)
- 高血圧 (100 - 160)	・健康・衛生に配慮した詳細		<ul><li>休憩時間に個別に深呼吸の練習</li></ul>
・14歳の時に近所のコンピニで2	な援助は行いづらい		
歳の子を突き飛ばし怪我をさせ	・とっさに乳幼児を突き飛ば		
ている ・その後も学校や施設の外出中	すりスクあり		<ul><li>和販支援事業と行動援護利用の</li></ul>
に幼児の方に向かっていく場面	・女性や子どもの甲高い声は 嫌い		類整(早急のサービス開始に向け
を数回制止している	・混乱し興奮すると敷時間単	(2) 支援付きの	で)
<ul><li>子どもの泣き声はテレビから聞</li></ul>	位で不穏状態が続き、場合	外出手段の	<ul><li>行動授護事業所と具体的な支援</li></ul>
こえても不機嫌	によっては周囲の人が怪我	確保	方法の確認(支援員が複数回同行
・外出は、施設の送迎と父親がド	をするリスクあり	MILE PO	予定)
ライブに連れていく以外に外出	心理的なこと		120
経験なし	(不安、葛藤、希望、感情な		
	본)		
・DVD カセットのセット作業や洗	<ul><li>一人で行う作業や自立課題</li></ul>		・1日に作業1種類、自立課題6種
選ばさみの袋詰作業など、単純	は20分程度集中して取り組		類を準備
な工程の仕事が可能	€:	③ 穏やかに日	<ul><li>1日単位の個別のスケジュールを</li></ul>
・書類やチラシの封入等、手先	<ul><li>とっさに何らかの慣れ親し</li></ul>	中活動の時	当面固定
の巧縁性が求められる作業は手	んだ行動を取ろうとする時に	間を過ごす	<ul><li>スケジュールの伝達方法を調整</li></ul>
順の学習は可能だが製品として	静止すると混乱することが多		・スケジュールの提示場所は静
の完成は難しい ・個別化された作業環境だと、一	い(大声・床を叩く・頭突き等		養室
度に20分から日によっては1時	に表れる)		<ul><li>・3つ程度の活動を写真・カードで提示</li></ul>
間近く継続して作業に取り組むこ	・周囲の人のとっさの動きに		<ul><li>・静養室の休憩時間の終わりは</li></ul>
とが可能	反応し混乱することがある ・刺激が少ない場所で、一人		タイマー
<ul><li>休憩時間は他の利用者や職員</li></ul>	でいることを好むが、30分以		<ul><li>スケジュール変更時に家庭に連</li></ul>
の動きが見える環境だと落ち着	上続くと混乱することがある		絡
かなくなるため、静養室のソファ	<ul><li>実績や人とのかかわりを求</li></ul>		・家庭での影響を確認
一で横になっている場合が多い	める行動がかならずしも快適		
・静養室での活動は特になく、長	な状況の表現とは限らない		
時間休憩が続くと不穏状態にな	<ul><li>歯磨きや入浴といった活動</li></ul>		
り、頻繁に静養室を出入りし、床	の終了が理解できない		
を強く叩きはじめる	社会的なこと		・月に2回(各1泊)生活介護事業
・写真を使った指示で活動がいく	(家庭、施設・学校、地域資	A	所併設のショートステイを活用(要
つか理解できている	源など)	④ 定期的なショ	調整)
・ときどき笑顔を見せ、支援員に	・両親は愛情をもって接して	ートステイの	・曜日の固定
近寄ってくることがあるが、しばらくしてから混乱状態になる場合	いるが、今後も長期間この生	利用	<ul><li>他の利用者との調整</li><li>宿泊時に必要なものを確認</li></ul>
ちんしてから混乱状態になる場合もある	活を続けることの困難さを感		<ul><li>・信用時に必要なものを確認</li><li>・夜間・早朝のスケジュール確認</li></ul>
000	じている		<ul><li>・仮向・平朝のスケンユール確認</li><li>・最初の実施日</li></ul>
・入浴や歯磨(うがい)きが1時間	・家庭以外での外泊経験は1 5年以上経験していない		表別の天龍日
以上たっても終わらないことが	・2年を目処に複数箇所のケ		
多々見られる	アホームの設置が検討され		
・2 か月前、歯磨きの中止を指示	アホームの設置が検討されている(行動障害対応が可		
した父親に、コップを投げつけ、	能か不確定)		
目の大けがを負う(その後休日	HEAT LANGE		
のドライブが行けていない)			
		-	

## 支援計画シートの作成について

- ・支援計画シートは個別支援計画とは 作成の目的や活用方法が異なるため、 原則としてそれぞれ作成が必要です。
- ・支援計画シートの作成は有資格者 (強度行動障害支援者養成研修(実践 研修)修了者等)である必要があるため、作成者を明記してください。
- ・加算の算定要件をいつから満たして いたのかを明確にするため、支援計画 シートの作成日の明記をお願いします。

「重度訪問介護の対象拡大に伴う支給決定事務等に係る留意事項について」 (平成26年3月31日障障発0331第8号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長発出) 「支援計画シート(例) | より作成

#### (参考2)

#### 支援手順書 兼 記録用紙 (例)

利用者名	高崎のぞむ	サービス提供	B	2013年10	月24日	1 (木)	作成者名	赤城あきら
事業所名①	生活介護事業所あじさい	サービス	8	生活介護	時間	9:30-15:00	提供者名	権名陽子
事業所名②		サービス	8		時間		提供者名	
事業所名③		サービス	8		時間		提供者名	

時間	活動	サービス手順	チェック	様子
9:30- 10:00	来所	【スケジュール1:朝の準備】 静美室 (スケジュール) →静養室 (着替え) → 静養室 (休憩) →アラーム (9:50) →作業室		
10:00- 10:45	班別活動	【スケジュール 2: DVD 組み立て×2回】 作業室(作業 15分)→幹養室(体態 10分)→アラーム →トイレ→野養室(スケジュール)→作業室(作業 15分)		
10:45- 11:00	お茶 休憩	【スケジュール3: お茶休憩】 作業童→静養室 (スケジュール) →手洗い→ 静養室 (お茶休憩) →アラーム→作業室		
11:00- 11:45	班別活動	【スケジュール 4: DVD 組み立て×2回】 作業室(作業 15分)→幹養室(体態 10分)→アラーム →トイレ→幹養室(スケジュール)→作業室(作業 15分) →辞養室		
11:45- 12:45	昼食 昼休み	【スケジュール5: 星食】 静養室 (スケジュール) →手洗い→静養室 (スケジュール) →食堂 (星食) →静養室 (休憩)		
12:45- 13:30	散步	【スケジュール 6: 散歩】 アラーム (12:45) →トイレ→静美室 (スケジュール) →玄関 (靴の履き替え) →公園→玄関 (靴の履き替え) →静美室 (スケジュール) →手洗い→静美室 (休憩)		
13:30- 14:35	自立課題	【スケジュール7:自立課題×2回】 アラーム (13:30) →作業室 (自立課題 15分) →許養室 (休憩 15分) →アラーム→作業室 (自立課題 15分) →許養室 (休憩 20分)		
14:35- 15:00	帰り	【スケジュール8: 帰宅】 アラーム (14:35) →トイレ→幹美室 (スケジュール) →砂養室 (着智え) →玄関 (靴の腹を替え) →送迎		

#### 【連絡事項】

- 活動の切り替えは幹養室で行います。原則として活動ごとにスケジュールを確認します。
- 蜂業室での体験の終わりはアラームで知らせます。
- □ッカーは終算家に終動しました 美雄をは終算家で行ってください。
- 熊谷さんと動線が重ならないように注意してください(特に朝、休憩時間)
- 自立課題終了後、繰りの準備をするまでに 20 分間の休憩が入ります。

#### 【問い合わせ事項】

## 支援手順書兼記録用紙の作成について

- ※この用紙の作成がなく、改善を求めることが 多いです。
- ・「サービス手順」の内容は、支援計画シートの内容を反映し、支援計画シートを作成することができる有資格者があらかじめ記入しておいてください。
- ・「チェック・様子」の内容は、実際にサービスを提供した支援者(有資格者)がサービス手順どおりに支援できたのかどうかなどを記入し、サービスの提供の記録とは別に、サービスの提供ごとに作成する必要があります。
- ・支援内容や利用者の反応等は具体的 に記録に残し、定期的に再アセスメン トする必要があります。

「重度訪問介護の対象拡大に伴う支給決定事務等に係る留意事項について」 (平成26年3月31日障障発0331第8号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長発出) より「支援手順書兼記録用紙(例)」を引用

# 生活介護の報酬見直し

#### ○概要

- 1. サービス提供時間ごとの基本報酬の設定
- ▶ 個別支援計画に定めた標準的な支援時間で算定することを基本
- ▶ 原則として送迎に要する時間は含まない
  - ※個別支援計画に、標準的な支援時間を位置付けていることが確認できるようにしてください。
  - ※個別支援計画に位置付けられた標準的な支援時間と、実際のサービス提供時間が合致しない状況が続く場合は、 個別支援計画の見直しを検討してください。
- 2. 利用定員規模ごとの基本報酬の設定
- ▶ 利用定員ごとの基本報酬を10人ごとに設定
- ▶ 重症心身障害児者対応の多機能型事業所にも配慮した利用定員規模別の基本報酬を設定。
- 3. 延長支援加算の拡充
- ▶ 生活介護の基本報酬をサービス提供時間で8時間以上9時間未満まで設定することから、9時間以上の支援を評価 ※施設入所者については、延長支援加算は算定できない。

#### ○参考

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1 (令和6年3月29日) 問26~29 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.2 (令和6年4月5日) 問21・22

# 人員配置体制加算(生活介護)

#### ○概要

- イ <u>人員配置体制加算(I)</u>
  - (1)利用定員が20人以下321単位/日
  - (2)利用定員が21人以上60人以下263単位/日
  - <u>(3)利用定員が61人以上245単位/日</u>
- 口 人員配置体制加算(Ⅱ)
  - (1)利用定員が20人以下265単位/日
  - (2) 利用定員が21人以上60人以下212単位/日
  - (3) 利用定員が61人以上197単位/日
- ハ 人員配置体制加算(Ⅲ)
  - (1) 利用定員が20人以下181単位/日
  - (2) 利用定員が21人以上60人以下136単位/日
  - (3) 利用定員が61人以上125単位/日
- 二 人員配置体制加算<u>(IV)</u>
  - (1) 利用定員が20人以下51単位/日
  - (2) 利用定員が21人以上60人以下38単位/日
  - (3) 利用定員が61人以上33単位/日

## ※**人員配置体制加算**(I)

従業者を常勤換算方法で「1.5:1」以上配置

人員配置体制加算 (Ⅱ)

従業者を常勤換算方法で「1.7:1」以上配置

人員配置体制加算(Ⅲ)

従業者を常勤換算方法で「2:1」以上配置

人員配置体制加算 (IV)

従業者を常勤換算方法で「2.5:1」以上配置

#### ○参考

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1 (令和6年3月29日) 問30・31

# 食事提供体制加算(生活介護、短期入所)

# ○概要

生活介護:30 単位 /日 短期入所:48 単位 /日

収入が一定額以下(生活保護受給世帯、市町村民税非課税世帯、所得割16万円未満)の利用者に対して、事業所が原則として当該施設内の調理室を使用して、次の<u>①から③まで</u>のいずれにも適合する食事の提供を行った場合に所定単位数を加算する。

- ① 管理栄養士又は栄養士が献立作成に関わること(外部委託可)又は、栄養ケア・ステーション若しくは保健所等の管理栄養士又は栄養士が栄養面について確認した献立であること
- ② 利用者ごとの摂食量を記録していること
- ③ 利用者ごとの体重やBMIを概ね6月に1回記録していること
- ※令和6年3月31日までの経過措置とされていた加算が、令和9年3月31日まで延長。

要件を満たしていることが確認できるよう、必要な記録を必ず事業所に保管してください。

# 4. 運営指導における主な指導項目

運営指導における主な指導項目です。 項目によっては全サービスに該当しないものもありますが、 提供するサービスの基準をよく理解し、適切な事業所運営を行ってください。

# 人員基準

## 資格や実務経験を証明する書類の控えを事業所に保存しておくこと。

- サービス管理責任者や職員の資格証、実務経験証明書、研修修了証の写しが保管されておらず、事業所が資格等を確認していることが確認できないケースがあった。
- 退職した職員の資格証等の写しを破棄していて、資格要件が確認できないケースがあった。※ 運営指導時など、必要に応じて提示できるようにしておいてください。

## 人員配置基準を満たすこと。

● 非常勤職員の有給休暇や退職などにより、ある月において事業所に置くべき従業員の員数 を満たしていることが確認できないケースがあった。

# 【サービス管理責任者の資格について】

- ○平成 30 年度までに旧体系研修受講済みの者
  - ⇒令和5年度中に更新研修を受講し、修了していなければ、 サービス管理責任者として配置できない
- ○基礎研修(令和元~3年度)受講時点で実務要件を満たしている者
  - ⇒ 基礎研修修了後3年を経過するまでの間に、**実践研修を修了して いなければ、サービス管理責任者として配置できない**。

改めて、サービス管理責任者の資格を確認すること

# 運営基準

# 【個別支援計画】

#### 個別支援計画を必要な手順どおりに作成すること。

- 個別支援計画の<u>説明日・交付日が明記されていない</u>ケースがあった。
- 作成者がサービス管理責任者であることが確認できない ケースがあった。
- アセスメントやモニタリングにあたっての**面接記録が無い**ケースがあった。
- 個別支援**計画を変更する際にモニタリングを実施していることがわからない**ケースがあった。

# 【利用者負担額の受領】

#### 利用者負担額の受領について請求できない費用を請求しないこと。

● 運営規程に定められている項目以外の費用や、運営規程に定められている金額と異なる金額を利用者から徴収しているケースがあった。

# 【利用者負担額の受領(食費等)】

食事の提供等の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、 支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容及び費用について<u>説明を行い</u>、 支給決定障害者等の同意を得ること。

- 食費等を利用者から徴収する場合には、利用者又はその家族に対し、文書により事前に 説明を行い、同意を得る必要があります。
- 請求書・領収書等の控えも必ず事業所で保管してください。
  - ▶ 徴収した費用と実費との差額が生じた場合には、精算するなど、適正に取り扱うこと。
  - ▶ 徴収する費用の積算根拠を整備しておくこと。

#### ○参考

「食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針」 (平成18年9月29日厚生労働省告示第545号 \* 令和3年3月23日改正)

# 【サービスの提供の記録】

# 利用日ごとのサービスの提供の記録を作成し、利用者確認を得ること。

### 必要な記録(2点)

- ①サービスの提供の記録(日々の実施記録)
- ②サービス提供実績記録票

## 注意点

- ・①②いずれも、利用日数分の記録が必要。
- ①②いずれも、利用日数分の、各利用日に対する利用者確認が必要。
- 例:①の利用者確認を全く得ていない(書類上で確認を得ていることがわからない)、
  - ②の利用者確認を利用日数分得ていない(月23日利用に対して押印一つのみ)等のケースがあった。
- ※「記録がない」又は「利用者確認を得ていない」場合は、過誤調整が必要となる場合があります。
- ・電子媒体(システム等)を利用して記録する場合も、利用者確認が必要。
- →電子媒体の活用が進む中、特に①の利用者確認が漏れていることが多いため要注意。
- ※電子媒体を利用して記録し、利用者確認を得る場合は、事前に利用者等からの承諾が必要です。

# (参考)各種手続き・記録などの電子化に関するQ&A

#### 〇掲載場所(豊中市ホームページ)

「トップページ」→「健康・福祉・医療」→「障害者福祉」→「障害者福祉(事業者向け)」 →「市からのお知らせ」→「各種手続き・記録などの電子化に関するQ&A」

#### 各種手続き・記録などの電子化に関するQ&A

□ METCHAS ページ番号: 186253759 更新日: 2023年4月6日 ● 印刷

令和3年(2021年)7月の指定障害福祉サービス事業などに関する国の基準省令の改正施行に伴い、豊中市においても、従来は紙媒体で行うこととしていた 書類の交付やサービス提供記録の保管などの電子化を認める条例改正を行いました。

電子化を進めるに当たってのQ&Aを掲載していますので、ご参考にしてください。

#### 電子化を進めるに当たってのQ&A(外部リンク)

#### 厚生労働省

「令和3年度障害福祉サービス報酬等改定」に伴う関連Q&Aとして掲載されていますので、厚生労働省ホームページもご覧ください。

- 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定について
- ■令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.5(令和3年6月29日) (PDFデータ)

#### 法務省

■押印についてのO&A

豊中市ホームページ (障害福祉課のページ)に、 電子化を進めるに当たってのQ&Aが 掲載されていますので、 ぜひ参考にしてください。

# 【運営規程】

## 運営規程と重要事項説明書の内容を一致させること。

#### 〈特に注意が必要な項目〉

項目	注意点
◆職員の職種、員数	・実態に合った人数を記載すること (基準配置や加算に必要な員数を満たしていれば、 「○人以上」の記載でも可)
◆営業日及び営業時間等	・曜日や時間を正しく記載すること ・長期休暇の期間を確認し、日付を明記すること (例:×「お盆休み」⇒○「8/13~15」)
◆サービスを提供する主たる対象者	・指定課への届け出と一致しているか確認すること
◆サービスの内容	・実態と合っているか確認すること (現在実施していない、かつ今後も実施予定のない サービス内容は削除)
◆利用者から受領する費用の額等	・実態に合った料金を記載すること ・重要事項説明書に記載している費用項目と一致させること

※運営規程には実態に合った内容を記載し、重要事項説明書や契約書等と記載内容を一致させてください。 ※変更届が必要な変更を行った場合は、速やかに障害福祉課へ変更届を提出してください。

# 【重要事項説明書】

## 必要項目を記載し、内容を整備すること。(項目抜けや内容不足の指摘多数)

#### 〈特に注意が必要な項目〉

項目	注意点
◆サービス料金と利用者負担額	・最新の単位数で計算すること (利用者負担額は1円未満切り捨て) ・その他費用欄に利用者の自己負担が必要な料金を記載すること
◆緊急時の対応方法	・ <u>事業所の</u> 「緊急時の連絡先及び対応可能時間」を記載すること
◆事故発生時の対応方法	・市の窓口を正しく記載すること(次ページ参照)
◆苦情解決の体制及び手順	<ul><li>・相談及び苦情に対応するための手順を記載すること</li><li>・市の窓口を正しく記載すること(次ページ参照)</li></ul>
◆第三者評価の実施状況	・項目として記載した上で、 「実施している」場合…実施日・評価機関名・結果の開示状況を明記 「実施していない」場合…実施していない旨を <mark>記載</mark>
◆サービス提供開始可能年月日/ 重要事項説明の年月日	・記入漏れのないようにすること。

※重要事項説明書には実態に合った内容を記載し、運営規程や契約書等と記載内容を一致させてください。 ※必要項目については、豊中市または大阪府のモデル様式をご参照ください。

# 【重要事項説明書】市・公的団体の窓口

## ◆事故報告の窓口

【市町村の窓口】 豊中市福祉部障害福祉課 所 在 地 :豊中市中桜塚3丁目1番1号

電話番号:06-6858-2229

ファックス番号:06-6858-1122

受付時間:月~金曜日(祝・休日、年末年始を除く)

午前9時~午後5時15分

## ◆苦情・相談受付の窓口

【市町村の窓口】 豊中市福祉部障害福祉課	所 在 地 :豊中市中桜塚3丁目1番1号 電話番号:06-6858-2229 ファックス番号:06-6858-1122 受付時間:月〜金曜日(祝・休日、年末年始を除く) 午前9時〜午後5時15分
【公的団体の窓口】 豊中市健康福祉サービス 苦情調整委員会	所 在 地 : 豊中市中桜塚3丁目1番1号電話番号:06-6858-2815 7ァックス番号:06-6854-4344 受付時間:月~金曜日(祝・休日、年末年始を除く) 午前9時~午後5時15分
【公的団体の窓口】 大阪府社会福祉協議会 運営適正化委員会 「福祉サービス苦情解決小委員会」	所 在 地 : 大阪市中央区中寺1丁目1番54号 大阪社会福祉指導センター内 電話番号: 06-6191-3130 ファックス番号: 06-6191-5660 受付時間:月~金曜日(祝・休日、年末年始を除く) 午前10時~午後4時

# 【勤務体制の確保等】

#### 雇用契約書等を整備し、

従業者が当該事業所の管理者の指揮命令下にあることを明確にすること。

- 雇用契約書等が作成されていない従業者がいたケースがあった。
- 確認した契約書が、雇用期間が切れていたことで、現在の雇用関係が確認できなかった。
- 法人との契約であったことから、勤務地、勤務内容等が当該事業所に関するものか、 明確に確認することができなかった。

# 【出勤状況が確認できる書類】

#### 従業者ごとの出勤状況が確認できる書類を作成すること。(内容不備の指摘多数)

# 出勤状況が確認できる書類の例

- ・タイムカード
- 出勤簿
- その他勤怠管理システム等

# 注意点

- •勤務日だけでなく、<u>勤務時間も記載すること</u>。
- •休暇・欠勤の日時がわかるようにしておくこと。

勤務予定(実績)一覧表との齟齬がたびたび見受けられます。

基本報酬や加算、減算の算定に影響するため、従業者全員の出勤状況を正しく管理・把握すること

# 【非常災害対策計画】

## 必要項目を盛り込み、内容を整備すること。(項目抜けや内容不足の指摘が多数)

非常災害対策計画

(障害者総合支援法/ 児童福祉法)

水害・地震・火災等、 災害全般に関するもの <u>避難確保計画</u> (水防法)

水害に関するもの

既に避難確保計画を作成している事業所についても、 水害に加えて、地震・火災等への対応も盛り込んだ 「非常災害対策計画」を作成する必要があります。

WAM NETに策定例が掲載されていますので、 ご参照ください。(34ページ参照)

## 非常災害対策計画に必要な項目

- ①障害者支援施設等の立地条件(地形等)
- ②災害に関する情報の入手方法(「避難準備情報」等の情報の入手方法の確認等)
- ③災害時の連絡先及び通信手段の確認(自治体、家族、職員等)
- ④避難を開始する時期、判断基準(「避難準備情報発令」時等)
- ⑤避難場所(市町村が指定する避難場所、施設内の安全なスペース等)
- ⑥避難経路(避難場所までのルート(複数)、所要時間等)
- ⑦避難方法(利用者ごとの避難方法(車いす、徒歩等)等)
- ⑧災害時の人員体制、指揮系統(災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数等)
- 9関係機関との連携体制等
  - ※これらの必要な項目を設定・記載した上で、 事業所ごとに具体的で実効性のある計画を作成してください。

# (参考) WAM NETにおける「非常災害対策計画(策定例)」の掲載場所



# 【秘密の保持等】

## 個人情報保護について、すべての職員の誓約書等を確認できるようにすること

● 一部またはすべての職員について、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を在職中も退職後にも漏らすことが無いよう、誓約書を取るなど、必要な措置を講じていることが確認できないケースがあった。

#### 個人情報の使用同意書について、

利用者および個人情報を使用する可能性のある家族全員から同意を得ること

● 利用者からのみ同意書を得ており、同居の家族等からの同意が確認できないケース があった。

## 【契約内容を一時変更する場合の注意事項】

# ○契約内容の報告について

- ・契約内容報告書
- ・契約内容臨時調整報告書\* 様式は2種類あります。

## 〇臨時調整報告書

例)総支給量15日の利用者がA事業所10日、B事業所5日で契約している場合、ある月だけ、A事業所5日、B事業所10日で利用希望があれば、契約を巻き直すまではせずに、臨時調整報告書を障害福祉課事業所係あて提出いただければ調整できるものです。

実質的には総支給量の範囲内であれば 請求業務自体に支障はありませんが、 請求が通っていても、**臨時調整報告書の提出は必須**です。

#### ○掲載場所(豊中市ホームページ)

「トップページ」→「健康・福祉・医療」→「障害者福祉」→「障害者福祉(事業者向け)」

→「指定障害福祉サービス事業」→「サービス共通のお知らせ」「指定障害福祉サービス事業関連モデル様式集」

URL:https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kenko/shougai/syogaifukushi\_gyosha/shiteishougaihukushi/kyotsu\_oshirase
/jigyouyousiki.html

	契約支給量臨		
<b>*</b> + +	<b>■</b> +¥		年 月
豊 中 市		事業所番号	
		事業者及びその事業所の名称	
		電話番号 ( )	_
		代 表 者	
0757			
〇下記のと	おり契約支給量を臨時調整しました		
報告対象者	ā.	<b>L</b>	
障害福祉サービス 受給者証番号			
支給決定障害者 (保護者)氏名		受給者氏名に係る 児童氏名	
契約している支給量 受給者証の事業者 記入欄番号	か内容 サービス内容	契約支給量	契約日 (又は契約支給量を決定した日)
			年 月
支給量調整の内容			
対象年月	調整後の支給量		!曲
年 月分			
	首契約内容		
★調整先の事業者	事業者番号	名	称
★調整先の事業者			
★調整先の事業者	契約支給量	音用 <b>並</b> む べん。/	の支給量

# 留意点:事故発生時の対応《事故報告書の提出》

- ◆ 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、 豊中市及び当該利用者の家族等に連絡を行うことが必要です。
- ◆ 本市への連絡にあたっては、「**事故報告書**」を速やかに作成し、 **障害福祉課事業所係へ提出**してください。
  - ✓ 報告書を作成することができない状況であっても、まず電話で 障害福祉課 (06-6858-2229) へ連絡してください。

【参考:事故報告書の様式】豊中市ホームページ

健康・福祉・医療>障害者福祉>障害者福祉(事業所向け)>指定障害福祉サービス事業>サービス共通のお知らせ>指定障害福祉サービス事業関連モデル様式集

「記録・報告書など」:<u>事故や苦情に関することなど</u>:事故報告書(Word)

速やかに対応できるよう、事故発生時の対応を マニュアル化し、従業者に周知しておいてください。

# 留意点:事故の防止について (短期入所)

# 短期入所における誤薬事故の報告が散見されます。 服薬管理を徹底してください。

- 他サービスに比べて短期利用及び随時利用が多いため、利用者の状態を従業者間で共有した うえで、利用者の特性に応じた支援を行うことが重要です。
- 服用量や服用間隔など、利用者の服薬管理を徹底し、誤薬等の事故がないよう、事業所における情報共有の体制を改めて整備してください。
- 万が一事故が発生した場合は適切に対処のうえ、速やかに障害福祉課へ事故報告書を提出するとともに、事故の発生原因を明らかにし、今後の再発防止策を講じてください。

# 服薬の管理体制を、改めてご確認ください

# 報酬基準

## 加算算定の要件を満たしていることが確認できるようにすること

- 記録の作成が要件となっている加算について、記録を作成していることが確認できない、記録が作成されているが、記録に必要な項目が不足しているケースがあった。
- 入浴支援加算について、受給者証を確認しなかったことにより、対象者でないにも かかわらず算定していたケースがあった。

## 処遇改善加算について、従業者に処遇改善計画を周知すること

● 「福祉・介護職員等処遇改善加算 処遇改善計画書」の内容を、対象の従業者に周 知していることが確認できないケースがあった。

# 【食事提供体制加算関係】 (調理員以外の従業者が食事提供を行う場合の注意点)

- ・調理員として勤務した時間と調理員以外の従業者として勤務した時間を切り分けて管理し、 基準配置及び加算要件を満たせるよう、職員配置を行うこと。
- ・調理員の代替配置について注意すること。

調理員以外の従業者(サービス管理責任者・生活支援員等)が食事提供を行う場合、

調理に携わる時間をサービス管理責任者・生活支援員等の勤務時間と切り分けなければならない。

⇒**調理に携わる時間は、**調理員としての勤務時間となることから、

サービス管理責任者・生活支援員等の勤務時間に含められない。

- ※サービス管理責任者・生活支援員等としては<u>非常勤扱いとなり、基準配置への影響に注意</u>。
- ※常勤要件のある職種の職員が食事提供を行う場合、人員に関する減算が適用となることや、 加算を算定できなくなることがあるので、十分ご確認ください。

例①:生活支援員と調理員を兼務している場合

→この職員は、生活支援員(非常勤)と調理員(非常勤)の兼務という扱いになる。

例②:調理員が休暇のため不在の日に、生活支援員(常勤)が代わりに食事提供を行った場合

→この職員は、この月において、生活支援員(非常勤)という扱いになる。

(食事提供を行ったことにより、常勤の勤務すべき時間数を満たせなくなったため。)

# 【報酬算定・請求にかかる確認】 (基本報酬、加算、減算)

# 報酬算定・請求にあたっては、基本報酬及び加算の算定要件、 減算の該当有無を確認すること

- ・利用者の利用状況や従業員の配置が変わることで、算定区分や加算算定の可否も変わる ことがあるため、算定要件を確認したうえで基本報酬、加算を算定すること。
- ・以下の減算については、実績に基づいて書類等により計算し、<u>減算の有無について確認できるように</u>しておくこと。

#### 【 定員超過利用減算 】

- ※定員超過利用減算にかかる確認シートについては、参考様式があります。
  - 掲載場所①:豊中市ホームページ トップページ → 子育て・教育 → 事業者向け情報
    - → 発達支援・療育の事業者のみなさまへ → 通知・お知らせ
    - → 障害児通所支援事業における定員超過利用減算の要件等について
  - 掲載場所② 集団指導参考資料「障害児通所支援事業所における定員超過利用減算対象確認シート」 (障害福祉サービスにおいても、活用できます。)

この動画は以上になります。ご視聴ありがとうございました。